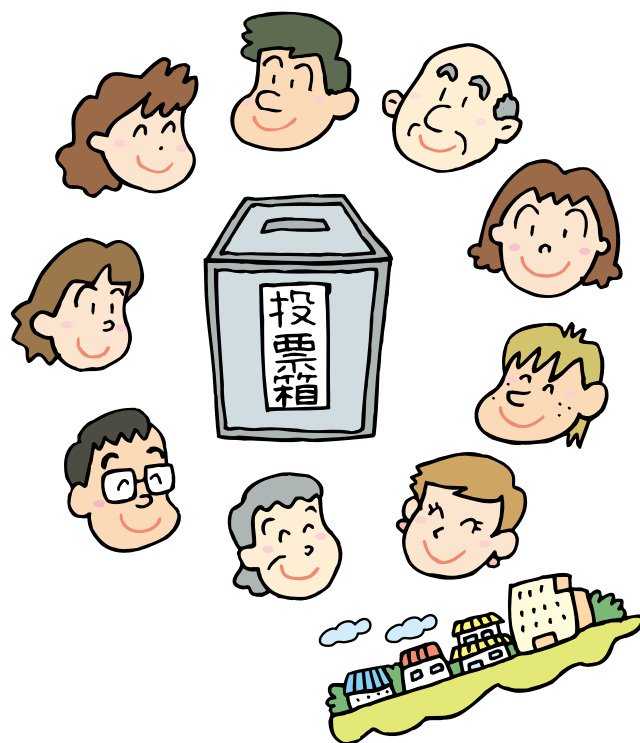


3 投票に参加するために

「選挙は、投票により行う。」と公職選挙法第35条に規定されています。選挙人（有権者）が政治に参加する機会であるこの投票が、いかに重要であるかは言うまでもありません。このため、選挙人（有権者）の自覚ある一票の行使が大切なことはもちろんですが、投票を管理する側も、投票が自由かつ公平に行われるよう最大の努力を傾ける必要があります。

投票は、選挙の当日、自ら所定の投票所へ行って行うのが原則ですが、選挙人の便宜を考慮して、例外の扱いも認められています。

投票の制度のあらましは次のとおりです。



(1) 投票の秘密はどのようにして守られるか

投票は一人一票です。投票の秘密は誰にも侵されません。投票所に行くと、投票所の責任者である投票管理者のほか、投票が公正に行われるよう監視する投票立会人が置かれています。投票のできる時間は、どの選挙でも原則として午前7時から午後8時までですが、投票所によっては時間が変更される場合があります。

開票には開票立会人がいて、開票が正しく行われるように見守ります。開票する場所は、あらかじめ選挙管理委員会が告示しているので、当該開票区内の選挙人であれば誰でも見に行くことができます。

- ★ 「もし、ウソをついて、ほかの候補者に投票したりすると、すぐ分かるからナ... そのために開票立会人を出してあるんだから」と候補者や運動員にすごまれ、もし約束どおり投票しないでバレては大変と、いやいやながら頼まれたとおりに投票した経験はありませんか（あつてはならないことですが…）。
- ★ 公職選挙法では、無記名式（秘密）投票制度をとっています。記名式、つまり投票者の名前も併記する投票制度は、投票に責任を持たせるには良い方法ですが、誰が誰に投票したかがはっきりしてしまうため、買収が行われたり、情実が入りやすくなるなど、自由な投票が妨げられるおそれがあります。

この輝く一票は
ボクだけの
もの!!



選挙はしがらみやお金などにとらわれず、選挙人の自由な意思によって投票が行われてこそ意義があります。公職選挙法では、憲法第15条の趣旨を反映し、「自由な投票」ができるよう、「秘密投票」を採用しています。

★ 投票用紙には、候補者の氏名又は政党等名を記載し、符号や落書きその他一切の余分なことを書いてはいけないことになっています。開票などの際、誰が投票したか分かるような目印があったのでは、約束どおり投票してくれたかどうかを確かめることができず、困ります。

これを他事記載の禁止といい、有意（特定の意味を持つということ）の他事記載と認められた投票は無効となります。

- ★ 公職選挙法では、更に秘密投票の実効性を確保するために、開票区の区域を広くしています。県内で最も少ないところで約 1,000 票、多いところで約 200,000 票もの多数の投票が、一箇所に集められます。しかもあちこちの投票所から集められた投票は、全部よくかき混ぜてから開票することになっています。したがって、ある地区における投票の傾向などが、開票の際にも分からないようにして集計作業を進めていきます。
- ★ あなたは、頼まれた候補者に無理に投票しなくても、ビクビクすることはありません。たとえ義理を欠くことになろうと、選挙においては、自分の自由な意思で投票することが一番正しいことなのです。

(2) こんなときにはどうしたら投票できるか

★ 投票所入場券をなくしたら投票できないのでしょうか？

投票所へ行って「投票所入場券をなくしました。」と係の人に申し出てください。係の人が選挙人名簿と照合して、本人であることが確認できれば、投票用紙を渡してくれます。

★ 投票用紙が破れてしまったらどうしたらよいのでしょうか？

投票所の係の人に申し出て、新しい投票用紙と取り替えてもらってください。破れたからといって、投票用紙以外の紙などに書いた場合には無効になります。

★ 字が書けないときはどうしたらよいのでしょうか？

自分で書くことが原則ですが、字を知らなかったり、手にケガをして書けないときは、補助者が他の補助者の立ち会いの上で、あなたに代わって書いてくれますから、係の人に申し出てください（なお、目の見えない人で点字習得者は点字投票ができます。）。

(3) 簡単にできる^{きじつぜん}期日前投票と不在者投票

投票日に投票所に行けない人のために

★ 投票は、投票日に決められた投票所で行うのが原則ですが、仕事やレジャー、買物、旅行などの用事があったり、病気のために、投票日に投票所へ行けない人もいるでしょう。このような人のための制度として、期日前投票制度と不在者投票制度があります。

★ 期日前投票

期日前投票とは、平成 15 年 12 月からスタートした制度で、投票日当日に仕事や旅行などの予定があつて投票に行けない人などが、自身が登録された選挙人名簿の所在する市町村に設けられた期日前投票所（一般的には、市区役所、町村役場に設置されます。）で、あらかじめ投票日より前に投票することができる制度です。期日前投票は、投票日当日の投票と同様、投票用紙を直接投票箱に入れることとなります。

★ 不在者投票

不在者投票とは、同じく投票日当日に仕事や旅行の予定があつて投票に行けない人などが、期日前投票所以外の場所で、あらかじめ投票日より前に投票することができる制度です。この期日前投票所以外の場所には、仕事で滞在している場所又は旅行先の市区町村選挙管理委員会や、都道府県選挙管理委員会が指定した病院、老人ホーム及び身体障害者支援施設など（以下「指定病院等」）があります。

なお、指定病院等での不在者投票は、投票日当日にこれらの施設に入所している場合に限られますが、市町村選挙管理委員会から投票用紙を取り寄せたり、記載した不在者投票用紙などを市町村選挙管理委員会に返送する事務などは、指定病院等の長が代理で行ってくれます。現在、群馬県内では、約 300 の施設でこの不在者投票をすることができます。

